



いじめ防止基本方針

～全ての東中生が安心した学校生活を送れるように～

抜粋版

平成26年7月作成・平成29年4月改定

あきる野市いじめ撲滅三原則

- 一、するを許さず。
- 二、されるを責めず。
- 三、いじめに第三者なし。



あきる野市立東中学校 人権宣言スローガン

『あなたの言動 生死を分ける』

「いじめ」は人道上の犯罪

東中学校では、いじめは絶対に認めません。

いじめ問題については、学校が最優先で取り組むべき課題として、この『いじめ防止基本方針』に則り、保護者・地域と連携して対応してまいります。

人は誰もが、人間として人間らしく、自分を開花させ、幸福に生きる権利をもっています。「いじめ」はこの権利を根底から破壊する行為です。人を尊敬し、大切にできる。そして自分も大切にできる東中学校を目指してまいります。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめとは

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒との一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット上の行為も含む）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。（文部科学省）

※「定義の4つポイント」①生徒間 ②一定の人間関係 ③心理的又は物理的な影響 ④心身の苦痛

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

「いじめは、どの集団にも、どの学校にも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が良好な人間関係を構築し、毎日楽しく安心して登校でき、落ち着いて学校生活を送ることができる事を願い、『いじめ防止基本方針』を策定しました。

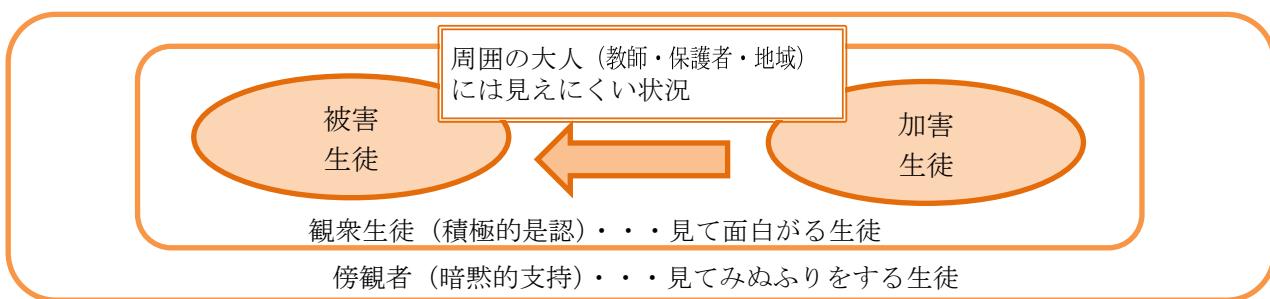
そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を以下のように示します。

- ①いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害の案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子供の健全育成を図り、いじめの無い社会を実現するためには学校、保護者、地域など、子供に関わるすべての人がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④子供は自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築くための一員でることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

(3) いじめのない学校つくりのための本校の共通認識

- ①「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」が大原則となる。
- ②「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で対応する。
- ③生徒の訴えや保護者からの相談を真摯に傾聴し、誠実さと迅速さをもって対応する。
- ④悪いのは、「いじめる側」であり、「いじめられる側」の気持ちに寄り添い、いじめの指導にあたるのが基本となる。（いじめられる側にも原因がある、ということは絶対にない。）
- ⑤「いじめ」は、一部の問題とせず、学校全体で組織的に対応する。

(4) いじめの構造



2 いじめの「未然防止」

(1) 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

**望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてより良い人間関係を主体的に構築することができ
る教育活動の充実**

- 集団や学級内でそれぞれの役割を担うことで自己存在感を高める。
- 学級活動や学校行事において達成感を味わわせることで自己肯定感を高める。
- 溫かい人間関係の中で生徒同士が互いに認め合い、助け合っていく集団を作っていくことでいじめ
を未然に防止する生活環境を形成する。

(2) 自己指導能力の育成

**あらゆる教育活動を通して、自分自身の行動を律し、自ら正しい道に向けることができるよう強い心
の育成**

- 受容的共感的な人間関係を確立する。
- 自己存在感を育成する。
- 自己決定の場を設定する。

(3) 人権教育の推進

**学校の教育活動全体を通して、生徒が自分の大切さと共に、他者の大切さも認めることができるよう
な心の育成**

- 人権教育の全体計画および年間指導計画に基づき、生徒に人権の意義、内容や重要性について理解
し、様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に表れるよう指導の充実を図る。
- 教員の人権感覚を高め、生徒に対する適切な配慮を行うことで、一人一人の生徒を大切にする教育
環境を整備する。

(4) 道徳教育の充実

**人間尊重の精神と豊かな心を育むための道徳教育を教育活動全般を通して行なうとともに、その道徳教
育を補充、深化、統合する場としての「道徳の時間」の充実**

- 道徳的価値や人間としての生き方についての理解を深め、道徳的実践力を養う。
- 「心の力」（思いやる心・卑怯を憎む心・自分を律し立つする心）を養う。

(5) 情報モラル教育の充実

インターネットの利用によるいじめ等のトラブルの防止

- 各教科や学級活動の時間、セーフティ教室を活用した情報モラル教育を推進する。
- 保護者や地域の方に向けて保護者会や配布物の活用、講演会の開催等を通して多くの家庭に情報モ
ラル教育の重要性を啓発する。
- 学校と家庭・地域が連携し、インターネット被害の防止に向けた体制を確立する。

(6) 東中としての具体的な取組

○ アンケートの実施

6月・11月・2月に実施



アンケート結果をもとに、教員が聞き取りや面談

○ 「いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ防止対策委員会」の設置

年度当初に職員全員に周知徹底

毎週1回の定例会と年2回のいじめ防止対策委員会事務局の設置

○ 生徒会本部を中心とした活動

年間を通してポストを設置し、広報活動にあたる。



生徒会新聞「一意専心」の発行

主体的に「心の力（思いやる心・卑怯を憎む心・自分を律し立てる心）」を育むための啓発運動

あいさつ運動 with 部活動（4月）の実施



あいさつ運動・声かけ運動（不定期で学級委員・生活委員・交通委員等が実施）

SNS 東京ルールやSNSあきる野ルールに則った「SNS 東中ルール」の策定※H28年度承認

○ 教員の取組

いじめの予防に向けての研修会

年3回の全校一斉道德の実施

学校便りや生活指導便りの活用による啓発

全校集会時の校長講話

○ スクールカウンセラーの活用

1年生を中心とした面接（1学期中）



SC 巡回による生徒の観察と相談（不定期）



開かれた相談室の雰囲気作り

○ 面談の実施

夏休み（7月）・11月に実施



3 いじめの「早期発見」

いじめの早期発見のために、いじめという行為を許さない学校づくりを進めます。そのために、生徒が発する小さな兆候（サイン）を見逃さないようにし、生徒の表面的な行動に惑わされることなく心の変化に注意し、違和感を敏感に察知しなければなりません。また、この兆候は家庭でも現れることもあり、家庭と学校の連携を図ります。

(1) いじめの発見経路

- ① 本人の訴え
- ② 教職員による発見（学級担任、教科担任、顧問、養護教諭、事務職員等）
- ③ 他者からの情報提供（生徒、保護者、地域、関係機関等）
- ④ 積極的な発見努力（生徒アンケート、生徒面談等）

(2) いじめ発見の点検項目

1 表情

- 笑顔がなく沈んでいる
- ぼんやりとしていることが多い
- 視線をそらし、合わそうとしない
- ふさぎ込んで元気がない
- 周囲を気にし、おどおどしている
- 感情の起伏が激しくなる
- 一人でいることが多くなる

2 身体・服装

- 体に原因不明の傷やあざがある
- けがの原因を曖昧にする
- 登校時に体の不調を訴える
- 夜眠れなく睡眠不足になる
- 衣服が破れています
- 衣服が汚れています
- 衣服に靴の足跡が付いている

3 持ち物・金銭

- かばんや靴などが隠される
- ノートや教科書に落書きがある
- 机やいすに落書きなどがある
- 作品・展示物にいたずらされる
- 必要以上のお金を持っている

4 言葉・行動

- 口数が少くなり一人でいる
- 登校渋りや忘れ物が増える
- 職員室や保健室の近くにいる
- 人の嫌がる仕事をしている
- 携帯電話の着信に敏感になる

5 交友関係

- 不快に感じる呼ばれ方をする
- グループ活動の仲間に入れない
- 特定のグループと行動を共にする
- 遊びの中で嫌な役を負わされる
- よくトラブルがおこる

6 教師・保護者との関係

- 教師と目線を合わせなくなる
- 教師との会話を避けるようになる
- 家庭の中の会話が減る
- 親が問いかけても「別に」と答える
- 食欲がなくなる

(3) いじめの発見が遅れる原因

- ① いじめは大人の見えないところで行われている。
 - 大人の目につかない時間や場所での証拠の残らない無視や誹謗・中傷
 - あそびやふざけ合いの中で行われる、加害者と仲が良いように見せかけるなど
- ② いじめられている本人からの訴えが少ない。
 - いじめられている生徒には、親に心配かけたくない、いじめられている自分はだめな人間だ、訴えても大人は信用できない、仕返しが怖いなどの気持ちがはたらく。
- ③ 情報空間（ネット）上でのいじめは最も見えにくい。
 - ネット上でのいじめは学校ではほとんど見えません。家庭で、携帯電話などの着信に敏感になった場合、いじめにあっている可能性があり、必ず内容を確認するよう保護者に伝え依頼しておく。

(4) 早期発見のための手立て

① 日々の生徒観察～生徒がいるところには教員がいる～

授業と授業の間の10分間、昼休み、放課後の清掃時間などの機会に、生徒たちの様子に目を配ります。生徒がいるところに教職員がいるということは、いじめの早期発見に効果があります。また、教室や廊下にいじめを発見した時に教員に知らせたり、相談する方法を掲示します。

② 観察の視点～集団の中の人間関係を把握する～

学年や学級の中にどのような集団（生徒のグループ）があり、その集団の中の人間関係がどうであるかを把握します。その中で、不適切な関係やいじめにつながる言動が見られた場合は、まずい点を理解させ、適切な関係になるよう指導します。

③ 掲示物や投書箱を設置する～発見者が知らせやすい仕組みをつくる～

いじめられている生徒は、自分から訴えることがなかなかできません。でも、一早く先生に気づいてもらい助けてほしいのです。そこで、いじめを発見した生徒が、投書箱を設置したり、相談する方法を教室や廊下に掲示します。

④ 教育相談～気楽に相談できる雰囲気づくり～

日常の学校生活の中で教員の声かけなど、生徒たちが気軽に相談しやすい環境をつくるとともに、学年ごとにいじめに関する相談の窓口となる教員を決めます。また、スクールカウンセラーや養護教諭など学校全体の窓口となる教員も決めます。

⑤ 生活アンケートの実施

生活アンケートを学期ごとに実施します。アンケートで寄せられた内容については、すべて記入した生徒に確認をして実態を把握し、すぐに指導に移せるようにします。ただし、アンケートはあくまでも発見のための手立ての一つであるという認識も必要です。

(5) 相談しやすい環境を整える

生徒たちが、教員や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気のいることです。いじめている側から「告げ口した」と言われて、いじめを助長させたり、新たないじめの標的になる可能性があります。また、このような結果になってしまっては、教員への不信感が募り、よりいじめの発見が困難になります。

① 本人からの訴えには

- 教師は、「よく言ってくれたね、全力で守るよ」という姿勢を貫く。保健室や相談室など一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の気持ちを第一に考えながら、物理的に安全の確保を行う。
- 疑いをもつことなく、事実関係の把握を無理に急ぐことなく、本人の気持ちを丁寧に傾聴する。

② 周囲の生徒からの訴えには

- いじめを訴えてくれたことにより、その生徒が新たないじめの標的とならないよう、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えをしっかり受け止める。
- 訴えてくれた勇気を讃え、情報の発信源は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- 本人からの訴えと同様、「お子さんを全力で守り抜きます」という姿勢を示し、具体的な方法を提示します。その上で、保護者の訴えや気持ちをていねいに傾聴する。
- 「お子さんにも原因がある」という言い方は絶対に避ける。
- 保護者の訴えに対して、事実関係の確認も含めて具体的な対応方法を提示して、理解を得たうえすぐに行動に移す。
- 保護者がいじめに気付いた時には、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。
- 信頼は問題が起こっていない時にこそ築くことができます。日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する。

4 いじめ発生時の「早期対応」

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなくすぐに対応します。その際、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行います。教師が一人で抱え込みず、いじめ対策委員会を招集して、組織的に対応します。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

① いじめ情報の入手

1 「いじめ防止対策委員会」の招集

- ※ 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、学級担任
養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

2 いじめられた生徒を守る体制づくり

- ※ 登下校、休み時間、清掃時間、放課後

② 正確な実態把握

1 被害者、加害者、周囲の生徒から聞き取りの実施

- ※ 個別に、同時間帯に、他の生徒の目に触れないような配慮
- ※ 聞き取り情報を元に客観的事実の把握
- ※ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像の把握

③ 指導体制、方針の決定

1 教育委員会への報告

2 被害生徒への保護と支援と加害生徒への指導についての協議

3 双方の保護者への連絡と立会いについての協議

4 警察、関係機関との連携についての協議

- ※ 緊急性、重大性、犯罪性の程度に応じて判断

5 その他、必要な事項についての協議

④ 生徒への支援・指導

1 被害生徒に対する支援

- ※ 守り抜く姿勢、解決までの道筋

2 加害生徒に対する指導

- ※ 相手の心の痛み、犯罪性、責任の取り方、謝罪方法等
- ※ いじめ行為に至った心情の理解と再発防止に向けて

⑤ 保護者との連携

1 双方の保護者へ事実と今後の方針を伝える。

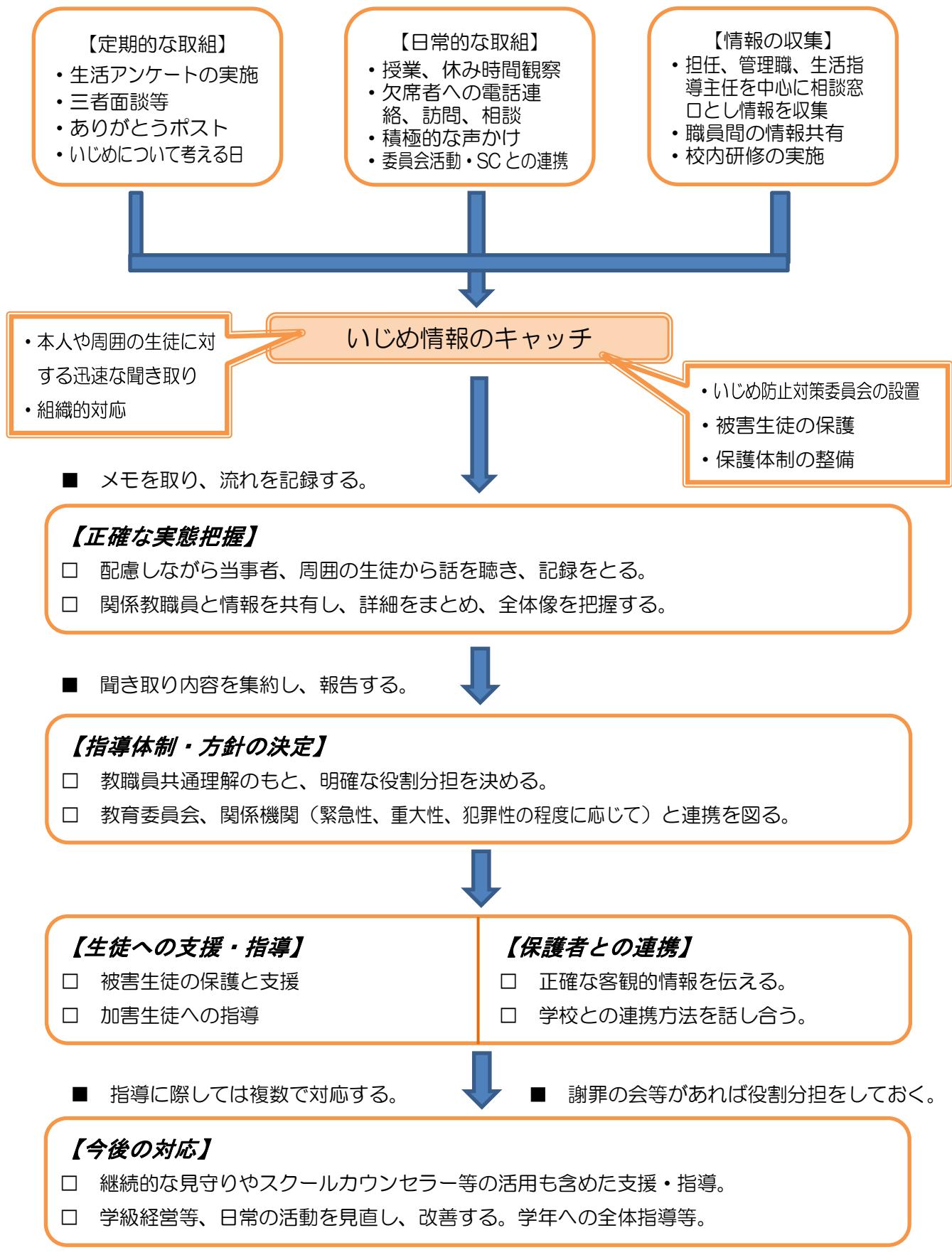
2 生徒間の謝罪と誓約の場に立ち会うよう要請する。

3 双方の保護者同士の連携の必要性を伝える。

⑥ 今後の対応

1 学級・学年への全体指導等とともに、継続的な見守りと支援を必ず実施する。

(2) いじめ対応の流れ（フロー）



5 インターネット上(情報空間)におけるいじめへの「対応」

保護者や教師は、インターネットの特殊性による危険を十分に認識する必要があります。まず、保護者は子供の情報端末の仕様とその影響に対して監督責任を負います。学校は、インターネットの正しい使い方について、被害者や加害者にならないための具体的な注意について、指導する義務を負います。

一旦、被害が発生した場合は、学校と保護者が連携し、投稿された書き込みや画像等を削除するとともに、事案によっては、警察や情報通信の専門家と連携し対応していくことが必要です。

(1) インターネット上のいじめとは

パソコン、携帯電話、スマートフォン（高機能携帯電話）を利用して、特定の生徒の誹謗中傷、不適切な画像の投稿、電子メールでの脅迫などによりいじめを行うものです。まずは、インターネット上にどのような開設所（サイト）があり、どのようないじめが行われているのかを理解する必要があります。

- ① 電子メール・・・誹謗中傷や脅迫的な文章を直接送り付ける。不適切な内容の文書を送信し、不特定多数の相手に転送を強要する。
- ② 個人掲示板・・・ブログ（ウェブ・ログ）と呼ばれ、日記のように自由に書き込んだり、それにに対するコメント（投書）もできるため、第三者の悪口が書き込まれ、不特定多数の人が閲覧できてしまう。
- ③ 学校裏サイト・・・非公式の学校ホームページを開設し、学校関係者の悪口などを書き込む。
- ④ 会員制交流・・・SNSと呼ばれ、会員に登録したものだけが交流ができる。L I N Eもこれに含まれる。この中のやりとりが現実の世界にも影響し、殺人事件に発展した事例もある。また、会員登録の承諾をめぐっていじめに発展する場合もある。
- ⑤ 動画投稿・・・You Tube やニコニコ動画、Vine などがあり、誰もが自由に動画を投稿できる。いじめている場面を撮影し、それをそのまま投稿してしまった事例もある。
- ⑥ 短文発信・・・ツイッターと呼ばれ、不特定多数の人につぶやくように発信し、悪口などが発信されてしまうことがある。

(2) インターネットの特殊性による危険性

- ① 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者は、周囲のみんなが自分を誹謗中傷していると思うなど、心理的衝撃が大きい。
- ② 安易に掲載された個人情報や画像は、加工が容易にできることから、誹謗中傷に悪用されやすい。
- ③ 投稿された画像に位置情報が添付されている場合は、自宅が特定されたり、利用者の個人情報が流出したりする。
- ④ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけではなく、不特定多数の者に拡散されたり、悪用されたりする危険性がある。

(3) 家庭との連携

情報通信機器は、家庭で買い与えている物であり、学校での指導には限界があります。家庭における情報通信機器の管理や指導について、保護者と緊密に連携・協力する必要があります。

① 家庭における未然防止

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等の管理責任は家庭にあります。携帯電話をもたせる必要性について慎重に検討し、もし持たせるのではあれば、フィルタリング（機能制限）だけではなく、家庭における決まりやルールを必ず作ることを促す。（第2学年では、保護者と連携、共通理解のもと、試験2週間前から保護者が携帯やスマホを預かることを推奨しています。）
- インターネットへの接続は、危険な空間の入り口に立っているという認識、知らぬ間に利用者の個人情報が流出してしまうという認識をもたせる。
- インターネット上のいじめは、他のいじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えるという認識をもたせる。

② 家庭における早期発見

- 保護者は、親権者として子供の通信記録を閲覧する権限をもっています。不適切な内容の送受信記録の有無について定期的に確認し、不適切なものを発見した場合には、すぐに学校に相談することが必要です。このことは、情報通信機器を子供に与える際に基本的な約束として確認をしておくことが大切である。
- 隠れてメールを見たり、表情の異変が現れた時には、必ず内容を閲覧し、必要に応じて学校に相談する。

(4) 情報規範教育

学校では、様々な場面を利用し、情報規範教育を実施しています。以下のことをセーフティ教室や生活指導便り等で指導し、保護者にも積極的に啓発していくことが必要です。また、H28年度から、「SNS東中ルール」を策定し、「心の力（思いやる心・卑怯を憎む心・自分を律し立てる心）」の育成に励みます。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名で書き込みをしても、IPアドレスによりどの機器で発信したかが特定できること。
※ IPアドレス=Internet Protocol Address（通信端末識別番号）
- 爆破予告などはいたずらのつもりであっても、刑事事件として捜査対象とされること。
- 情報空間には、違法な情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、被害者の自殺だけではなく、殺人などの重大犯罪につながること。
- 一度流出した情報は、半永久的に回収が不可能であること。
- 進学や就職の際、応募者の過去の不適切な投稿が検索にかけられる場合もあること。
- 個人情報の流出や誹謗中傷など安易な投稿が、多額の損害賠償金が発生すること。

6 「いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、問題行動の未然防止・早期対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。

～いじめ防止対策推進法第22条～

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。」

(2) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭および教育相談担当、スクールカウンセラー、地域代表、保護者代表を事務局員とし、必要に応じて、関係機関が加わり、専門的見地からの指導・助言を得るものとする。

(3) 役割

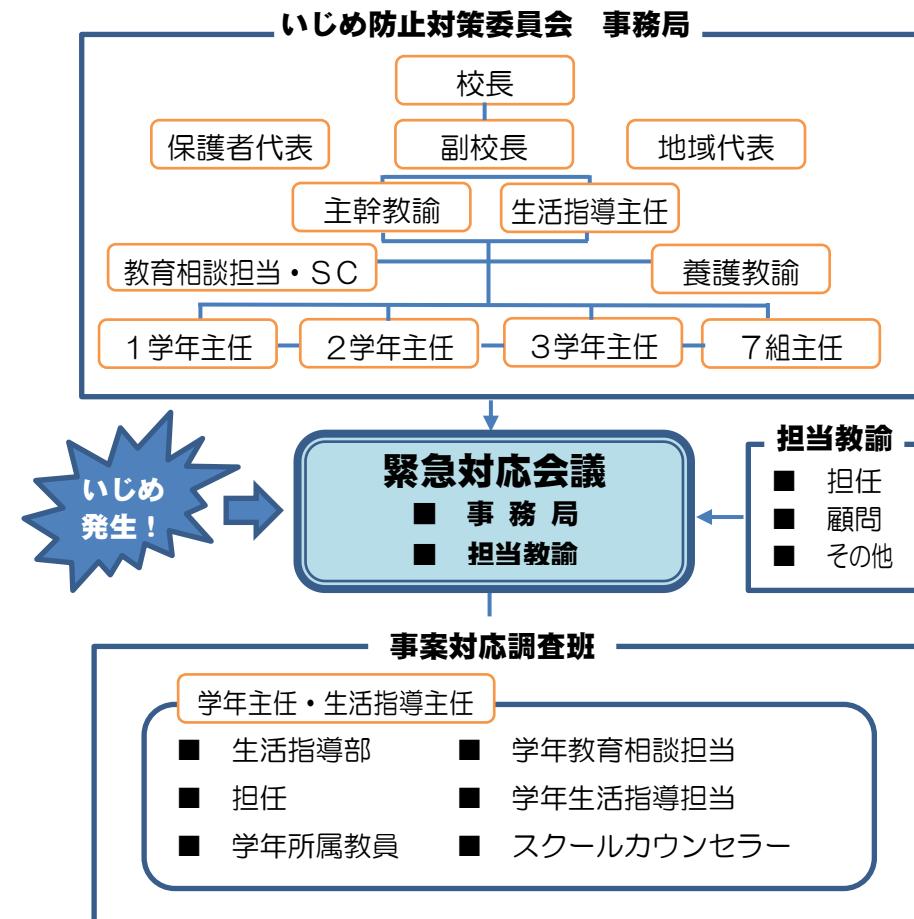
- ① 日常の生徒観察および定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有に努められるよう校内の仕組みを整える。
- ② いじめに関する情報を得た場合は、被害者の心情をくみ取りながら事実確認を行えるよう速やかに対策を講じる。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒およびその保護者に対する支援、いじめを行った生徒及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行えるよう対策を講じる。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 保護者間の争いが起きることのないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ⑥ 関係生徒および保護者の心理的支援、福祉面での支援が必要な場合は、スクールカウンセラー、社会福祉司、関係機関の指導・助言を得る。
- ⑦ いじめの内容が、暴行、傷害、恐喝、強要、窃盗、名誉棄損等犯罪行為にあたる場合は、所轄の警察署と連携し対処するものとする。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時には、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求めなければならない。
- ⑧ いじめを行っている生徒に対して、学校教育法第11条の規定に基づき懲戒が必要な場合は、適切な懲戒の方法を講ずるものとする。なお、出席停止の措置が必要な場合は、校長の判断の下、所轄の教育委員会に出席停止の措置を求めるものとする。

(4) 定例会および事務局の緊急招集

- ① 定例会は、毎週一回設定されている「運営委員会」の中で実施し、各学年の実態について情報交換を行うとともに、いじめ調査に基づいた対応を協議する。
- ② 事案に応じて、緊急招集を行い、緊急対応の方針を定め実行に移す。
- ③ 年2回（1学期と2学期）にいじめ防止対策委員会事務局を招集して、情報交換を行う。

(5) 組織図

校内組織



保護者・地域・関係機関



7 「重大事案発生時の対応」と関係機関との連携

生命または、身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかにあきる野市教育委員会や警察等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応します。

(1) 重大事態の意味

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 生徒及びその保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

(2) あきる野市教育委員会との連携

- ① 重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかにあきる野市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。
- ② いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するために、あきる野市教育委員会の方針に基づいて出席停止の処分を行う。

(3) 福生警察署との連携

- ① 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に福生警察署生活安全課少年係に相談し連携して対応する。
- ② 生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに通報する。
- ③ 緊急時以外にも、福生市警察署スクールサポーターとの関係を構築し、相互協力できる体制を整える。

(4) 重大事態が発生した場合の対応（フロー）

